

平成 19 年 1 月 5 日

各 位

兵庫県尼崎市東難波町五丁目 6 番 9 号
会社名 ファースト住建株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 中島 雄司
(コード番号：8917)
問い合わせ先 取締役管理部長 松下 弘和
電話番号 06-4868-5388

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 5 日開催の取締役会において、平成 19 年 1 月 26 日開催予定の当社第 8 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）ならびに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）および会社計算規則（同第 13 号）が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

① 取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の規定（変更案第 18 条、第 30 条、第 41 条）

株券を発行する旨の規定（変更案第 7 条）

株主名簿管理人を置く旨の規定（変更案第 9 条）

上記の各規定について新設または所要の変更を行うものであります。

② 単元未満株式の行使できる権利を明確に定めるものであります。（変更案第 8 条）

③ インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様これらを提供したものとみなされることから、情報開示の充実に資するよう規定を新設するものであります。

（変更案第 14 条）

④ 取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録による決議を可能とするよう新設するものであります。（変更案第 26 条）

⑤ 監査役および社外監査役が、職務の遂行にあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、監査役の責任免除および社外監査役との責任限定契約の締結を可能とするために新設するものであります。（変更案第 40 条）

⑥ 機動的な剰余金の配当を可能とするため、取締役会において剰余金の配当等を決議する旨を定めるものであります。（変更案第 46 条）

- ⑦ 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (2) 効率的な公告方法として電子公告を採用するものであります。(変更案第4条)
- (3) 取締役の経営責任を明確化するため、その任期を2年から1年に変更を行うものであります。(変更案第21条)
- (4) 取締役会および監査役会に関する事項は、取締役会規程または監査役会規程に基づく旨を明確に定めるものであります。(変更案第28条、第38条)
- (5) 上記の各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年1月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成19年1月26日(金曜日)(予定)

以 上

(別 紙)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、ファースト住建株式会社と称し英文では、First Juken Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 建築工事の設計、施工並びにコンサルティング</p> <p>2. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸並びに管理</p> <p>3. 上記各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を兵庫県尼崎市に置く。</p> <p>(公告の方法) 第4条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載してする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、67,600,000株とする。</p> <p>(1単元の株式の数) 第6条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株とする。</p> <p>(1単元の株式の数未満の株券) 第7条 <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第8条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 <u>当社の公告は、電子公告により行う。</u></p> <p>② <u>やむを得ない事由により、電子公告によることのできない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、67,600,000株とする。</p> <p>(単元株式数) 第6条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利の制限) 第8条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人（実質株主名簿を含む。以下同じ）</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においては、<u>これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り</u>その他株に関する取扱いおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）</u>をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② <u>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3ヶ月以内</u>に招集し、臨時株主総会は、<u>必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p>	<p>3. <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り</u>その他株式並びに<u>新株予約権に関する事務は株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社が発行する<u>株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、</u>その他株式または<u>新株予約権に関する取扱い</u>および手数料は、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は<u>毎年1月</u>に招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある場合に招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において<u>あらかじめ</u>定めた順序により、他の取締役が<u>これにあたる</u>。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>② <u>商法第343条の規定</u>によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる</u>。</p> <p>② <u>前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない</u>。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は、<u>議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印する</u>。</p> <p>② <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く</u>。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、5名以内とする。</p>	<p>② <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる</u>。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる</u>。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる</u>。</p> <p>② <u>前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に提出しなければならない</u>。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p>(削除)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成する</u>。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 <u>当社は取締役会を置く</u>。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>③ 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) 第24条 <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>② <u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬) 第25条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u> 第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数) 第26条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第27条 <u>当社の監査役は、株主総会において選任する。</u> ② 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第29条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集手続) 第30条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第32条 <u>監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (削除)</p> <p>(取締役会規程) 第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> 第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第30条 <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数) 第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第32条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> ② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (監査役会規程)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の設置)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第41条 当社は会計監査人を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の選任)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>(営業年度および決算期日)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第34条 当社の営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</p>	<p>第45条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p>
<p>(利益配当金)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p>
<p>第35条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② 当社は、毎年4月30日または10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当金という）を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第47条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払いの配当金には利息はつけない。</p>

以上